五所川原町報

発行所　五所川原町役場
電話（二八番　一一八番　三二九番）
発行兼編集人　庶務課　廣報係
印刷所　陸奥印刷株式会社
北津軽郡五所川原町

五所川原市誕生まで

昭和の初期、弘前新聞かに、將來の五所川原について書いていた。『飯詰その他を合併、飯詰地帶を公園に岩木川に橋を増設し、西津軽郡に市街地をのばすなら弘前市に劣らぬ都市になろう云々』と、これが五所川原地区の合併問題が文字にあらわれた最初であろう、その後栄村、中川村、松島等の合併問題が数回に亘り論議されたが、支那事変が始まるとともに忘れ去られてしまった。

昨年九月、町村合併促進法が施行され、現在まで合併のため種々障害となつた事項を、法律によつて特例を設け、政府においても積極的に合併を推進する方針を明示したので、五所川原地区においても十二月八日五所川原町役場に五所川原町、栄村、中川村、三好村、長橋村、松島村及び飯詰村が集り、一町六ケ村合併の可能性について話合が進められ、五所川原市誕生のためのスタートが切られたのである。

以後議会議長等とも相諮り、町村合併を調査研究する機関の設置を討議したのであるが、満場一致その必要を認め、二月九日合併関係町村から委員六名づつ計四十二名をもつて五所川原町外六カ村合併調査研究委員会が結成、具体的に調査研究が進められるようになつた。

この合併によつてここに田園都市『五所川原市』が十月一日を期して発足することとなるわけである。

昨年十二月八日合併に関する第一回の会合をして以來十カ月、この間の会議の開催回数五十数回、この外各関係町村の会議を合算するならば一日とて会議の開かれぬ日がないと云われる程の回数となるであろう。

七十年前に成立した各町村の行政区画、住み馴れた部落、馴染み深い町村名、それらを過去の歴史にとどめ今や一大理想郷の実現の夢に胸ふくらませつつ新市建設の力強き一歩を踏み出そうとしている五所川原市の前途に幸多かれと祈らざるを得ない

昭和二十九年度特別会計都市計画事業費歳入歳出追加更正予算の件
一、昭和二十九年度特別会計水道費歳入歳出追加更正予算の件
一、昭和二十八年度町歳入歳出決算認定の件
一、昭和二十八年度町特別会計国民健康保険事業費直診勘定歳入歳出決算認定の件
一、昭和二十八年度特別会計国家地方警察五所川原地区警察署道場建築費歳入才出決算認定の件

臨時町議会（自八月十八日　至八月二十一日）

案件
一、五所川原町公営住宅建設に関する件　可決
一、五所川原町職員定数改正條例の件　可決
一、昭和二十八年度町歳入歳出決算認定の件　可決
一、昭和二十九年度町歳入歳出追加更正予算の件　可決

町議会の動き

町議会事務局

定書及び五所川原市建設計画案を、六月二十四日招集された合併促進協議会に提案され、種々論議の末、原案を了承したので、直ちに各関係村議会に提案される段階にまで到達した。六月二十九日栄村議会は、合併に伴う諸議案を提案審議し満場一致をもつて議決したのを始めとし、七月二日中川村、七月三日五所川原町長橋村、三好村等も満場一致議決した。然し最初から予想していた飯詰村及び松島村は、時期尚早であるか、もつと村民に対する啓蒙宣傳の機会を與いて貰いたい等を要求し、遂に議決まで至らなかつたのは、今まで順調に進んで來たこの地区合併に一つの汚点を残すこととなつたのである。七月四日この合併を促進する意味から、自治廳政務次官青木正氏行政課長補佐藤井貞郎氏等が來町し合併促進のため講演会を開催し、合併の必要性を強調し、出席者に多大の感銘を與いると共に認識を新たにするものがあつた。さきに開催された議会において議決するに至らなかつた松島村及び飯詰村は七月八日飯詰村が多数をもつて合併を決議し合併関係町村中、松島村を残すのみにて議決を終了するまでに至つたのである。

松島村は再度招集された村議会においても議決するまでに至らず、いたづらに日時は経過して行つた。この間、村民に対する啓蒙運動に努め促進協議会においても松島村に対して強力な促進の手段を執つた。八月十一日開催された松島村議会は、村民注視の裡に採決が執られ、多数をもつて歴史的合併の議決が行われ、ここに『五所川原市』が誕生するに至つたわけである。現在までに消費の町として知られている五所川原町と、農業生産を主体とする隣接村と

人口　世帯数
（八月末日現在）
一三、八〇七
一二、七三一

我が町の人口

昭和二十七年に登録証明書を交付してから本年で有効期間の二年も過ぎますので、外国人の方は期間満了一カ月前に切替申請の手続きをして下さい。

外國人の方へ

登録証明書の切替申請について

手続きに必要な書類
一、外国人登録証明書
一、旅券又は在留資格証明書
一、寫眞三葉（五センチ米平方形又は名刺形にして無帽で正面一町六ケ村は、当時は下ノ切遺の管上半身のもので六カ月以内に寫したもの）但し十四才に満たないものは不要

らず届出しなければなりません。正常な理由なく期間内に届出をしない場合には過料に処せられます。

住民登録

貴方は住民登録を忘れています。今すぐ役場住民登録係へ來て下さい。
一、転入届（新しく当町に住所を定めた場合）
一、転居届（当町内で住所を変更した場合）
一、変更届（世帯の構成に変更が有村を飯詰組（下岩崎は金木組）とした場合）
このやうな場合には十四日以内に必年中通り八ケ村成就之を俵元新田と

清潔法検査について

秋季清潔法検査は十月中旬に行ふ予定であります。細部については後日御知らせ致します

合併町村地区沿革大要

福士貞蔵

△寛文四年四代藩主信政公は、津軽三郡を古來の一郡に復し、更に鼻和平賀、田舎の三庄に改め、之を十五田の祈願所に指定せらる。
△寛政七年、廣田組義倉（組郷蔵）を唐笠柳に、飯詰組、俵元新田の義倉を松野木原子に設く。
△文政三年、俵元新田年貢米收納の新蔵を五所川原に設く。
△明治四年、青森縣出張所を五所川原に設く。
△明治十年、青森縣出張所を五所川原に設く。合併町村は其の管轄であつた。全六年五大区区務所、全七年大日堂、吹畑八幡宮を廣田組の祈願所に、松倉の観音堂、飯詰八幡宮を飯詰祈願所に、米田稲荷宮は俵元新田の祈願所に指定せらる。
△安永五年、五所川原神明宮、廣田組の祈願所に、松倉の観音堂、飯詰八幡宮を飯詰祈願所に、米田稲荷宮は俵元新田の祈願所に指定せらる。

△延寶四年、五所川原新田十五ケ村が成就したので新に五所川原遺を設け御代官所を五所川原に創設した。
△貞享二年、下ノ切遺の一部及び五所川原遺の年貢米收納のお蔵を五所川原に設く。全四年、遺を廢して領内を二十五組に改め、七ツ舘より藻川迄並十川東沿の村落二十八ケ村を廣田組とし御代官役所は五所川原に下石川より飯詰迄の山麓村二十七ケ御代官役所を飯詰村に設く。元文二年中通り八ケ村成就之を俵元新田と稱し飯詰組の支配とした。
△全十一年北津軽郡役所、全十二年西川原に設く。全四年、遺を廢して領内を二十五組に改め、七ツ舘より藻川迄並十川東沿の村落二十八ケ村を廣田組とし御代官役所は五所川原に下石川より飯詰迄の山麓村二十七ケ御代官役所を飯詰村に設く。元文二年中通り八ケ村成就之を俵元新田と稱し飯詰組の支配とした。
△全十一年北津軽郡役所、全十二年西川原に設く。全四年、遺を廢して領内を二十五組に改め、七ツ舘より藻川迄並十川東沿の村落二十八ケ村を廣田組とし御代官役所は五所川原に下石川より飯詰迄の山麓村二十七ケ御代官役所を飯詰村に設く。元文二年中通り八ケ村成就之を俵元新田と稱し飯詰組の支配とした。
△全十一年北津軽郡役所、全十二年西川原に設く。全四年、遺を廢して領内を二十五組に改め、七ツ舘より藻川迄並十川東沿の村落二十八ケ村を廣田組とし御代官役所は五所川原に下石川より飯詰迄の山麓村二十七ケ御代官役所を飯詰村に設く。元文二年中通り八ケ村成就之を俵元新田と稱し飯詰組の支配とした。
△全十一年北津軽郡役所、全十二年西川原に設く。全四年、遺を廢して領内を二十五組に改め、七ツ舘より藻川迄並十川東沿の村落二十八ケ村を廣田組とし御代官役所は五所川原に下石川より飯詰迄の山麓村二十七ケ御代官役所を飯詰村に設く。元文二年中通り八ケ村成就之を俵元新田と稱し飯詰組の支配とした。

ゴミの運搬について

ゴミの運搬は從來荷車を使用しておりましたが、九月から三輪自動車を使用してできるだけ数量を多く運搬するようつとめています。又集めた折、散乱するゴミも極力整理させておりますが、各家庭におかれましても充分御協力願います。尚現在一ケ月に少なくとも全町を二巡回以上するように努ゆておりますが、巡回時まで待たれず捨てる場合は必ず塵芥焼却場まで搬出し、通路以外の処へ捨てるようお願い致します

火災運絡速報

電話加入者の皆様へ

消防署

電話で火災通報をなさる場合は左の要項を心得ていただきます
□電話交換が出たなら「火事です」とこれだけで交換局が直ちに消防署へつないでくれます。
□消防署が出たら『何町何所が火事です』とあわてず明瞭に告げて下さい。
□電話番号で消防署を呼び出すと、普通電話としてつなぎ、火災の場合であれば一般通話を中止します。
□消防隊の出動遅速は通報の遅速が起因する
□望楼から発見する火事は相当擴大している場合が多い。『即時通報』を忘れずふだん皆様に心掛けていただきます

人事異動

九月一日付
雇工　藤英二
事務員に任命する
書記を命ずる
水道課勤務を命ずる
雇　島田克孝
事務員に任命する
書記を命ずる
町長室勤務を命ずる
消防士　秋田忠三
運転手を命ずる
町立五所川原病院勤務を命ずる

教員異動
（九月一日付）

新任校	旧任校	職	氏名
五小	内潟中	教諭	小野玲子
五小	鶴田小	助教諭	小野きみ
五中	新採用	助教諭	田中昇

町税は納期内に必ず納めませう

お知らせ

固定資産税　第三期がでました

納期日は「九月三十日」です、

八月の町報でお判りのことと思いますが、縣民税の創設によって延滞金、延滞加算金等の強力徴收要望があり、特殊実情を除き延滞金、延滞加算金を徴収致しますから税金は必ず納期内に納めて下さい。納期内に納入できかねる方は税務課窓口迄お出での上申請して戴きます。

昭和二十九年度『赤い羽根』共同募金に御協力下さい

共同募金運動については毎年格別のご予想せられているが、当町ではかねて御協力御配慮を蒙り御蔭様にて毎年かる事態に対して、然も市制施行目前好成績を挙げておることは一重に委前に控えて財政需要の増大を予想せられる季徴税の強力なる計画を前に、皆様の御盡力と町民皆様の御理解ある御協力の贈物で有難く厚く御礼申し上げます。

例年の通り募金運動が十月一日より十月三十一日まで実施されることになりましたから何卒御協力の程御願い申し上げます。

記

郡募金目標額　金壹百拾八万四千參百五拾円也

五所川原町募金目標額　金拾七万四千壹百円也

滞納整理と納期内徴收

地方税法の改正に伴い縣民税など新たに税が創設されたが、デフレ経済の浸透によって本年度の徴税に相当困難を予想せられているが、当町ではかねて納期内に納入するよう御協力御配慮を蒙り御蔭様にて毎年かる事態に対して、然も市制施行目前の好成績を挙げておることは一重に委前に控えて財政需要の増大を予想せられる季徴税の強力なる計画を前に、皆様の御盡力と町民皆様の御理解ある御協力の贈物で有難く厚く御礼申し上げなければならない実情であります。とくに滞納防止の建前から納期限内完納徴収は勿論のこと、過年度十月三十一日まで実施されることに滞納額の強力整理断行等は当面の問題として相当程度理事者が悩みの種となつている実情であります。

二十八年度の決算に於て明らかになつているとおり、徴収率が悪く、年々滞納額の累積により壹千八百万円に達している現状で、滞納整理委員会の協力を仰ぎ、漸次滞納額の縮減に主力をそそいでいる状態であります。

市制施行により年々滞納整理の急務を叫ばれて組織だつた整理班ができることでしょう。滞納者に御願いします。

豚の移動禁止規則公布について

北郡金木町を中心に数ケ町村に豚丹毒の発生を見、その病性が急性に移行しつつあるやに見受けられるので、慢延を防止するため別記のとおり移動禁止規則が公布になつたから皆さんの御協力により早期発見を致しましょう

記

豚及び豚丹毒傳播のおそれがある物品の移動を禁止する規則をここに公布する。

昭和二十九年八月二十六日

青森縣知事　津島　文治

青森縣規則第六十四号

豚及び豚丹毒傳播のおそれがある物品の移動を禁止する規則

家畜傳染　予防法第三十二條第一項の規定により豚丹毒予防のため、豚及び丹毒菌を傳播するおそれがある次の区域内での移動及び同区域内から他地域への移動を禁止する。但し出る前

一、移動を禁止する物品

1 活豚、豚のと体（枝内、内臓、皮革等）及び血液

2 豚丹毒菌を傳播するおそれがある豚の加工品、飼料、豚糞肥及び豚用器具類等

二、区域

北津軽郡五所川原町、金木町、喜良市村、武田村、相内村、内潟村、脇元村、小泊村

附　則

この規則は公布の日から施行する。

尚予防のため左記のことを励行致しましょう

記

一、高熱、食慾不振等の症状を呈する豚は直ちに家畜保健衛生所又は家畜防疫員、獣医師に連絡すること

二、豚舎の出入りを制限し出入には消毒すること。

三、魚類を與える場合は必ず煮てやること。

第五回赤ちゃんコンクール開催について

右について左の通り行います。ご近その他所おさそいの上多数御参加下さい。

左　記

一、対象　生後六ケ月より満三才迄

二、期日　九月二十四日　自午前九時至午後三時

三、場所　五所川原保健所

1 母子手帳持参のこと

2 審査の結果は町報その他へ発表し入賞者へは直接おしらせする

3 当日百日咳予防接種を無料で行います。対象は生後六ヶ月から満三才まで

豚コレラ予防注射実施について

家畜傳染病予防法第六條の規定に基き豚コレラ予防注射を左の如く実施致しますから御協力をお願い致します

記

一、注射の範囲

全飼養豚を対象とし、分べん前一ケ月以内及び分べん後二週間以内の母豚並に生後一ケ月以内の豚を除く

二、注射の方法

毎戸巡回による皮下注射

三、期日

十月一日、二日

予防注射作業に支障がないよう豚舎の清潔清頓をお願い致します

町報閉刊に就て

昭和二十七年四月を期して五所川原町報が発刊され、町の廣報としてみな様の必要なお知らせを報導して参りましたが、十月一日の市制施行に伴いこれが発展的解消する事になりました。

長らくの間みな様に親しまれた町報も市の廣報として再度発刊されますから宜しく御願いいたします

戸籍の窓

出生

荒谷初紀　柏原町　三郎　長男

三三女

水上知代子　本町　栄行　長男

福原敏行　旭町　茂光雄　長女

三上寛子　幾島町

一長男

亀山稔　旭町　丸一　長女

原美智子　新宮町　裕昌夫　長男

木村好孝　布屋町

喜助　二男

高橋佳久　旭町

兼義　二女

武田映子　柳町

清六　二男

宮崎弘　新町

文雄　長男

田中久義　岩木町

名七名　女八名　計十五名

男八名　女八名　計十一名

死亡

蒔田キンコ　71　布屋町

工藤イチ　73　新町

平山キヨ　33　大町

齊藤達三　78　布屋町

天童なほ　69　柳町

対馬ナスノ　69　田町

小田桐ソト　63　元町

葛西忠一　48　田町

鹿内こよ　72　川端町

藤本義男　50　錦町

小田桐ヘヤ　50　下平井町

繁治　二女

須藤文子　柳町

昭一　長女

田澤啓子　岩木町

豊五郎　二男

小関敏夫　錦町

安太郎　三女

中村明子　上平井町

死亡